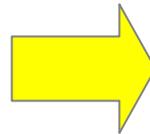
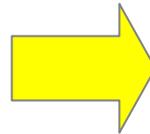


2 . 工事実施基本計画と河川整備基本方針・ 河川整備計画の関係

工事実施基本計画

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針
 - ・洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減
 - ・河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持
2. 河川工事の実施の基本となるべき計画に関する事項
 - ・基本高水及びその河道と洪水調節施設への配分
 - ・主要な地点の計画高水流量
 - ・主要な地点の流水の正常な機能を維持するために必要な流量
3. 河川工事の実施に関する事項
 - ・主要な地点の計画高水位、計画横断形等
 - ・主要な河川工事の目的、種類、施行の場所
 - ・当該工事による主要な河川管理施設の機能



河川整備基本方針

(長期的な基本方針)

- 1 . 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針
 - ・洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減
 - ・河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持
 - ・河川環境の整備と保全
- 2 . 河川の整備の基本となるべき事項
 - ・基本高水及びその河道と洪水調節施設への配分
 - ・主要な地点の計画高水流量
 - ・主要な地点の流水の正常な機能を維持するために必要な流量
 - ・主要な地点の計画高水位、計画横断形に係る川幅

河川整備計画

(20 ~ 30 年の具体的・段階的な計画)

- 1 . 河川整備の目標
 - ・河川整備計画の対象区間、対象期間
 - ・洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標
 - ・河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標
 - ・河川環境の整備と保全に関する目標
- 2 . 河川工事の実施に関する事項
 - ・河川工事の目的、種類、施行の場所
 - ・当該工事による主要な河川管理施設の機能
 - ・河川の維持の目的、種類、施行の場所

工事実施基本計画

河川法第16条

河川管理者は、その管理する河川について、計画高水流量その他当該河川の河川工事の実施についての基本となるべき事項（以下、「工事実施基本計画」という。）を定めておかなければならない。

2 工事実施基本計画は、水害発生状況並びに水資源の利用の現況及び開発を考慮し、かつ、国土総合開発計画との調整を図つて、政令で定める準則に従い、水系ごとに、その水系に係る河川の総合的管理が確保できるように定められなければならない。

3 河川管理者は、工事実施基本計画を定めるに当たつては、降雨量、地形、地質、その他の事情によりしばしば洪水による災害が発生している区域につき災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置を講ずるよう特に配慮しなければならない。

4 建設大臣は、工事実施基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、河川審議会の意見をきかなければならない。

平成9年改正前

工事実施基本計画(2)

河川法施行令第10条

2 工事実施基本計画には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 当該水系に係る河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

二 河川工事の実施の基本となるべき計画に関する事項

イ 基本高水（洪水防御に関する計画の基本となる洪水をいう。）並びにその河道及び洪水調節ダムへの配分に関する事項

ロ 主要な地点における計画高水流量に関する事項

ハ 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

三 河川工事の実施に関する事項

イ 主要な地点における計画高水位、計画横断形その他河道計画に関する重要な事項

ロ 主要な河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される主要な河川管理施設の機能の概要

平成9年改正前

河川審議会提言 (平成8年12月)

河川環境の整備や保全を求める国民のニーズに的確に応え、また、河川の特性と地域の風土・文化を踏まえて地域の魅力を引き出す河川管理を実施していくためには、河川管理者だけによる河川整備でなく、地域との連携が不可欠である。



現行制度における河川整備の計画とその課題

- ①具体的な河川整備計画の策定
- ②治水、利水及び環境の総合的な河川整備
- ③地域の意向の反映
- ④流域全体の各種施策との連携

